

第48回岩手県環境審議会 会議録

(開催日時) 令和4年2月3日(木) 13:30~14:40

(開催場所) 岩手県産業会館 7階大ホール

1 開 会

2 挨 拶

3 報 告

- (1) 岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (3) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について
- (4) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について
- (5) 「岩手県食品ロス削減推進計画」の策定について
- (6) 令和2年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について

4 その他

5 閉 会

(出席委員)

青井俊樹委員、阿部江利子委員、伊藤歩委員(リモート出席)、今宮英男委員、
内澤稲子委員、小野澤章子委員(リモート出席)、小野寺真澄委員(リモート出席)、
菅野範正委員、後藤均委員、齋藤貢委員(リモート出席)、佐藤康委員、
篠原亜希委員(リモート出席)、渋谷晃太郎委員、鈴木まほろ委員、鷹嘴紅子委員、
滝川佐波子委員(リモート出席)、塚本善弘委員(リモート出席)、辻盛生委員、
中村正委員、晴山渉委員、安原昌佑委員、山崎朗子委員、
角湯克典特別委員(今野裕美氏 代理出席、リモート出席)

(欠席委員)

石川奈緒委員、生田弘子委員、佐藤信逸委員、主濱了委員、丹野高三委員、千葉照子委員、
奥村浩信特別委員、内川靖特別委員

1. 開 会

○菊池副部長兼環境生活企画室長 定刻でございますので、ただいまから第48回岩手県環境審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当してございます、環境生活部副部長の菊池でございます。暫時、司会を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

本日は、委員31人中23人の御出席をいただいております。過半数に達しておりますので、岩手県環境審議会条例第7条第2項の規定により、会議が成立していることを御報告いたします。

なお、当審議会でございますが、審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、会議録を公表するまでの間、会議内容を録音した音声情報をインターネットの県のホームページにて公開することとしておりますので、あらかじめ御了承いただきたく存じます。

2. 挨拶

○菊池副部長兼環境生活企画室長 それでは、開会に当たり、石田企画理事兼環境生活部長から御挨拶申し上げます。

○石田企画理事兼環境生活部長 環境生活部の石田でございます。皆様、お忙しい中、そして年度末、また、新型コロナウイルス、今はオミクロン株の感染が広がっておりまして、連日のようにクラスターが出ていて、今日の審議会の開催について内部で検討させていただきましたけれども、リモートで出席いただける方はリモートで、そして、会場も広いところで開催させていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、皆様には本県の環境行政の推進に当たりまして、格別の御理解をいただきまして、本当にありがとうございます。

本日は、今年度各部会におきまして審議いただきました結果について、御報告していただくことが中心となりますけれども、昨今の情勢について、簡単に御説明させていただきたいと思います。

当部は環境と生活分野を持っておりまして、特に新型コロナウイルス関係では、生活衛生ということで、飲食店認証制度関係を担当しておりまして、6月下旬から県内の飲食店向けに認証制度を開始したということでございます。こちらにつきましては、皆様方の御協力を

いただきまして、円滑にやっております。

また、クマやシカなどの鳥獣関係につきましても、被害が増えているというところで、今日は第13次鳥獣保護管理事業計画について、御説明いただけることと思います。

そして、もう一つはやはりカーボンニュートラルでございます。こちらにつきましては、今年度ずいぶん議会の方でも御議論いただきまして、カーボンニュートラル、地球温暖化への取組など様々御意見いただいたところでございます。

範囲が広いので、今日は部会の方の御報告を中心とさせていただきますけれども、また、コロナ禍が落ち着きましたら色々な御意見をいただけたらと思っております。

本日は限られた時間ではございますが、委員の皆様方には、まずはコロナ禍の中でございますので、議事進行に御協力いただきまして進めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○菊池副部長兼環境生活企画室長 審議に入ります前に、委員の交代について御報告させていただきます。

令和2年4月から当審議会の委員を務めていただいた、岩手県町村会副会長の小田祐士野田村長につきましては、先般退任されました。小田村長の後任といたしまして、町村会副会長の佐藤信逸山田町長に就任いただいておりますので、御紹介いたします。なお、佐藤委員におかれましては、本日欠席されております。

また、平成28年4月から委員を務めていただきました、岩手大学の東淳樹様におかれましては、退任されましたので御報告いたします。

3. 報 告

- (1) 岩手県環境審議会大気部会審議結果について
- (2) 岩手県環境審議会水質部会審議結果について
- (3) 岩手県環境審議会温泉部会審議結果について
- (4) 岩手県環境審議会自然・鳥獣部会審議結果について
- (5) 「岩手県食品ロス削減推進計画」の策定について
- (6) 令和2年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について

○菊池副部長兼環境生活企画室長 それでは、『3 報告』に入ります。

以降の進行については、審議会条例第3条第2項の規定により、会長が議長を務めるものとされておりしますので、渋谷会長にお願いします。よろしく願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 皆さんこんにちは。先程部長さんからもお話がありましたけれども、新型コロナウイルスまん延の中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。

昨年の5月に、地球温暖化対策推進法が改正され、6月にはプラスチック資源循環法という新しい法律ができています。これらは今年から動き出すということで、コロナの中、着実に進めなければならないことが結構あります。まもなく、生物多様性国家戦略もできるのではないかと思います。

もう一つ、SDGsも去年流行語大賞にノミネートされたことで、広く知られるようになりましたけれども、今年の夏でもう折り返しになるんですね。半分を達成してしまったわけで、残り半分以上を頑張らなければならないんです。これらを進めるに当たりましては、審議会の役割がとて大きいものになるのではないかと思います。

本日の御審議につきましては、皆様方には円滑な進行について御協力いただきたく、よろしく願いいたします。

それでは早速、『3 報告』に入りたいと思います。

まず初めに（1）大気部会審議結果について、大気部会から御説明をお願いします。

○滝川佐波子委員 大気部会部会長職務代理者の滝川と申します。報告をいたします。お手元の資料1を御覧ください。

令和4年1月14日に開催いたしました大気部会におきまして、「1 審議事項」に記載しております2点について審議を行いましたので、結果を御報告いたします。

一点目の「大気汚染防止法」に基づく、令和4年度の調査・測定計画については、窒素酸化物等を測定する大気常時監視、ベンゼン等を測定する有害大気常時監視の調査・測定計画についてでございます。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

二点目の「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく、令和4年度の調査・測定計画については、一般環境の大気、発生源周辺の大気において、ダイオキシン類を測定する計画についてでございます。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

大気部会からの報告は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 滝川委員、どうもありがとうございました。ただいまの御報告について、まず会場の委員の皆様から質問等をいただきたいと思います。

それでは、次にリモートの委員の方から御質問等ございましたら、挙手ボタンを押してい

ただければと思います。

特にございませんでしょうか。それでは、大気部会からの報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、(2)水質部会審議結果について、水質部会から御説明をいただきたいと思います。それではよろしく申し上げます。

○伊藤歩委員 それでは、水質部会の方から報告をいたします。御手元の資料2を御覧ください。令和3年11月22日に開催いたしました水質部会におきまして、「1 審議事項」に記載しております二点について審議を行いましたので、その結果を御報告いたします。

まず一点目ですが、大川における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型指定についてになりますが、一関市を流れる大川における水生生物の保全に係る水質環境基準の類型をA類型に指定するものであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

続きまして二点目ですが、「県民の健康で快適な生活を確保するための環境の保全に関する条例施行規則」の一部改正についてです。令和3年10月7日に地下水の水質汚濁に係る環境基準、六価クロムになるかと思いますが、これが改正され、令和4年4月1日から施行されることから、当該基準を準用している条例の地下水の基準値及び測定方法を改正するものであります。審議の結果、事務局案のとおり議決いたしました。

水質部会からの報告は以上となります。

○渋谷晃太郎会長 伊藤部会長、どうもありがとうございました。ただいまの説明について、まずは会場の委員の皆様方から御質問等あればいただきたいと思います。

特にございませんでしょうか。それでは、次にリモートの委員の皆様から御質問をいただきたいと思います。御質問のある委員は、挙手ボタンを押していただければと思います。

特にないようですので、水質部会の審議結果についての報告を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

○伊藤歩委員 ありがとうございました。

○渋谷晃太郎会長 続きまして、(3)温泉部会審議結果について、温泉部会の方から御説明をお願いいたします。

○辻盛生委員 温泉部会の会長職務代理者を務めております、辻です。よろしく申し上げます。温泉部会の審議結果を御報告いたします。

6ページの資料3を御覧ください。令和3年8月23日付けで諮問された温泉動力装置許可申請1件について、令和3年9月から10月にかけて書面にて部会を開催しまして、審議いた

しました。これは温泉法第11条第1項の規定に基づいて久慈市から温泉動力装置許可申請があったものであり、その内容について審議したところ、動力装置により既存の温泉の湧出量、温度等に影響を及ぼさないと認められましたので、許可相当と答申しております。温泉部会の報告は以上でございます。

○渋谷晃太郎会長 どうもありがとうございました。ただいまの御説明について、まず会場の委員の皆様から御質問等ありましたらいただきたいと思えます。

特にございませんでしょうか。それでは、次にリモート委員から御質問等あればいただきたいと思えます。御質問がある場合は、挙手ボタンを押していただければと思えます。

特にないようですので、温泉部会からの報告を終わりたいと思えます。ありがとうございました。

それでは、続きまして、(4)自然・鳥獣部会審議結果について、自然・鳥獣部会の方から御説明をお願いいたします。

○青井俊樹委員 自然・鳥獣部会長の青井です。自然・鳥獣部会の報告事項は1件です。資料4を御覧ください。

自然・鳥獣部会では、令和3年10月27日付けで諮問がありました、「第13次鳥獣保護管理事業計画」及び「第二種特定鳥獣管理計画」について、令和3年10月28日及び令和4年1月27日に開催した同部会において審議をいたしました。

これは、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」の規定に基づいて環境省が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に基づき、県において策定している「第13次鳥獣保護管理事業計画」及びシカ、ツキノワグマ、カモシカ、イノシシの4種の「第二種特定鳥獣管理計画」当該計画について、現行計画の期間が令和3年度末となっていることから、令和4年度から令和8年度までを計画期間とする次期計画を策定するものであり、審議の結果、原案を一部修正の上適当と認める旨の答申を行いました。

主な変更点を含めたそれぞれの計画の概要につきましては、別紙1から5を御覧願います。

以上で、自然・鳥獣部会の報告を終わります。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございました。ただいまの御説明につきまして、会場の委員の皆様から先に御質問をいただきたいと思えます。

○安原昌佑委員 鳥獣の計画ということで、獣類については説明があったけれど、鳥類には触れられていないように思いました。何年か前に(鳥インフルエンザの関係で)中津川など

でハクチョウに餌付けをしないでくださいという話があって、それがそのままになっていますが、コロナについてもコウモリが原因という説もあり、そういうものからインフルエンザウイルスが広がらないとも限らないわけですよね。前のハクチョウの時の処置を考え、（ウイルスが）来てから考えるのではなくて、来る前から準備しなくていいのかと思います。また、ハクチョウの餌付けをしないでくださいという話については、どういうことになったのでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 県の方からお答えいただきたいと思います。

○藤原自然保護課総括課長 自然保護課の藤原と申します。鳥獣保護管理事業計画の中で、鳥など野生鳥獣一般について取り扱っております。前の計画から、野生鳥インフルエンザについては記載させていただいておりますし、今回も引き続き記載させていただいておりますので、人間と獣の間で共通する感染症については、特に注意が必要ということで記載させていただいております。

鳥に餌をあげるなという部分につきましては、いわてグラフ等も通じて周知広報しておりますので、この件に係る状況については以上となります。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。他には御質問等ありますでしょうか。

それでは、リモートの委員の皆様から御質問等をいただきたいと思います。御質問がある委員は、挙手ボタンを押していただきたいと思います。いかがでしょうか。

特に御質問等ないようですので、これで自然・鳥獣部会からの報告を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、（５）「岩手県食品ロス削減推進計画」の策定について、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○佐々木資源循環推進課総括課長 資源循環推進課の佐々木です。「岩手県食品ロス削減推進計画」の策定について、資料５の概要版により御説明申し上げます。

食品ロスとは、本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品のことです。令和元年10月施行の「食品ロスの削減の推進に関する法律」において、都道府県及び市町村は、国の基本方針を踏まえ、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めなければならないと規定されたことから、昨年４月に外部有識者による岩手県食品ロス削減推進協議会を設置し、計画案を審議してまいりました。その後、パブリック・コメントや地域説明会を経て、令和３年12月に「岩手県食品ロス削減推進計画」を策定いたしました。

では、計画の内容を説明させていただきます。まず「１ 総論」ですが、本計画は、「い

わて県民計画（2019～2028）」、「岩手県環境基本計画」、「岩手県循環型社会形成推進計画」及び「岩手県食育推進計画」等と調和を図りつつ策定しております。また、計画期間は国の基本方針における目標値の設定年度に合わせて、令和3年度から12年度までの10年間としております。

次に、「2 計画の現状と課題」についてですが、わが国では、平成30年度推計値で年間約600万トンの食品ロスが発生しております。1日の量としては、国民一人当たり約130グラムとなり、これは茶碗1杯分のご飯の量に相当します。ご飯1杯分が毎日捨てられていることとなります。

また、本県における食品ロス発生量は、約5万2千トンと見込まれており、食品ロス削減は重要な課題となっております。

食品ロスの発生要因は、食品関連事業者においては生産、製造、流通、小売、飲食で、消費者においては、買物、外食、調理・保存といった各段階において発生しております。

このような状況から、「3 目指す姿」では、「県民みんなでトライ！なくそう食品ロス」を基本目標とし、多様な主体が食品ロス削減を「我が事」として捉えるとともに、フードサプライチェーン全体で食品ロス削減を推進し、持続可能な生産と消費が行われる社会を岩手から実現することとしております。

また、計画の主要指標を2つ設定しました。指標1として、国が基本方針において2000年を基準年として、2030年度に食品ロス半減を目標としていることを踏まえ、岩手県では統計のある2018年度を基準とし、同様の削減率で2030年度までに18%削減することを目標としました。

続いて、指標2では、国は食品ロス問題を認知し、削減に取り組む消費者の割合を80%にするとしておりますが、岩手県では既に80%に達していることから、90%を目標としております。

次に、「4 主な具体的施策」ですが、（1）もったいない意識や食への感謝の気持ちの醸成のため、教育及び学習の振興、普及啓発、（2）規格外や未利用の農林水産物の活用促進や、商習慣の見直しなどの食品関連事業者等の取組への支援、飛びまして（6）子どもの居場所や困窮世帯等への食料品の提供などのフードバンク活動等と連携した、未利用食品の活用などに取り組むこととしております。

最後に、「5 計画の推進」についてであります。今後も県庁内の関係課と連携して、食品ロス削減施策を推進するとともに、県以外の関係者とも連携した取組を行ってまいります。

す。令和4年度は、フードサプライチェーンに関連した企業や団体との意見交換を行って情報収集し、食品ロス削減につながる施策にフィードバックさせたいと考えております。また、本計画に策定した施策推進指標の実績把握により県民計画と同様に評価を行い、必要な施策の見直しを行っていきます。

以上で、「岩手県食品ロス削減推進計画」の策定についての報告を終わります。資料として計画本文もつけておりますので、内容を御確認いただきたいと思います。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。ただいまの御説明につきまして、会場にお集まりの委員の皆様から御質問をいただきたいと思います。

○安原昌佑委員 エシカル消費について、(1)の一番下に学校の強化や給食を通じた食品ロス理解の促進とありますが、教科というのは何の教科を指しますか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 計画本文の14ページを御覧いただきたいと思います。ここに環境学習においてという書き方をしていますけれども、環境学習の教科、又は家庭科などで食品ロスについて普及をする、また、ウの3つ目に書いてありますけれども、栄養教師等を対象にした食育や学校給食に関する研修とありますので、家庭科、環境学習を想定しております。

○安原昌佑委員 家庭科で学ぶ内容におそらくエシカル消費は入ってこないだろうと、むしろ家庭教育の部分が大きいのではないかと思うのですが、家族で話をしながら、小さいうちから学んでいく分野であり、学校のカリキュラムには載っていないと思うのですが、どうなんでしょうか。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 県民くらしの安全課の新沼と申します。御質問につきまして、まずエシカル消費というのは環境に配慮した行動ということで、今、主に県民生活センターの方で一般の消費者の方向けに啓発を図っているというところでございます。学校における取組については、主に食育の分野で、作った人に感謝して残さないで食べましょとか三食きちんと食べましょとか、そういった食習慣に関する教育の中でもったいないと思う精神を養っていただいて、食べ残ししないようにしようといった取組ということで、エシカル消費が教科ということではなく、エシカル消費は一般消費者の方に訴えていきまして、食育の方は学校で、給食の時間ですとか総合学習の時間ですとか、また、家庭の方に学校通信をお配りしていますので、その中でももったいないの精神を持って食べましょとか、食育の取組を働きかけていくと、そういうような状況でございます。

○安原昌佑委員 となると、カリキュラムには入っていませんよね。

○新沼県民くらしの安全課総括課長 食育の方は、食育という教科があるわけではございませんので、学校の生活習慣の指導とか、いろんな教科の中の一部にそういった分野が出てきているというところがございます。エシカル消費につきましても、学校の公民や社会などといった分野で、いわゆる消費者の望ましい行動ということで言葉として出てくる可能性はあるのではないかとこのところでございます。

○渋谷晃太郎会長 よろしいですか。おそらく教科もありますけれど、給食などで先生が指導されるのかなと、そんな感じがいたしますけれども。いいでしょうか。ありがとうございます。

他には何かございますでしょうか。鷹嘴委員お願いします。

○鷹嘴紅子委員 ちょっと教えていただきたいのですが、「4 主な具体的な施策」の中の(6)の未利用食品を有効活用するための活動ということで、子どもの居場所だとかフードバンクだとか、子ども食堂といった言葉を耳にするのですが、これらは岩手県でどの地区にどのくらいの数があるのか、フードバンクのように食べない食べ物を回収するボックスみたいなものがどこに設置されているかということは、押さえていらっしゃるのですか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 まず、フードバンクについてですが、フードバンクいわてという団体が盛岡にございます。また、コープフードバンクというものが東北域にありまして、こちらも岩手で活動しております。それらのフードバンクに対して、正確にはまだ数が把握できていないのですが、市町村のフードバンクポスト、県庁にもできましたけれども、そういったところを利用して、フードバンクに食品などを寄附する物を集めているということがございます。

子ども食堂については全県にありまして、今のところ56施設ございます。フードバンクを通して、そちらの方に食品の供給や提供を行っているのが実態です。

○鷹嘴紅子委員 そうしましたら、お願いになりますけれど、言葉ではなんとなくフードバンクがあるなというのは県民の皆さんも分かっていると思います。ただ、それがどこに設置されていて、どういった物を持っていけばいいか。たとえば、年を取ってくると葬式などが多くなって、余るほどお茶や羊羹などを戴くわけなのですけれども、そんな物でもフードバンクに持っていったらいいよとか、あなたの家でそばとか物が余っていませんかとか、パンフレットなどを作っただけであれば、どこに持っていけばいいよといった活動をしていただければ、非常に助かると思います。

○佐々木資源循環推進課総括課長 フードバンクいわてで分かりやすい資料を作っておりまして、そちらを県のホームページなどにも掲載して、できるだけフードバンクポストの利用を促進するというので、施策として考えておりますので、関係課と連携して対応していきたいと思います。

○鷹嘴紅子委員 期待しております。よろしくお願いいたします。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。他にはございますでしょうか。

○阿部江利子委員 今のフードバンクの話にも付随するのですが、食品ロス、岩手県は既に80%をクリアしているというのは、県民の皆さんに周知しているんだということはずごくよく分かって、これを90%に持っていく。今、どんな集まりがあっても、第一声が「まず30分動かないで食べましょう」と、大中小色んなところへ行っても、どんな分類の集まりに行っても必ずそれが浸透しているんです。10分前になると「席に戻って食べましょう」と必ず耳にするんです。3年ほど前からちょっとずつ聞こえてきて、今はコロナ禍なので集まりはないですが、2年前は出るところで必ずそういう話を聞きました。かなり浸透してきたのですが、まだ80%であると。90%まで持っていくには一体どうしたらいいんだろうかと、今までやってきたことにプラスして具体的にどういったことをやっていけば90%まで持っていけるかですね。

子どもたちの食育というのも、今うちの孫が学校から帰ってくると、「今日の給食おいしかった」という話のほかに、会話の中で最近「残ってる？」という言葉も家族の中で出るんですね。そういう会話が出るということは、やっぱり食品ロスというものが一般家庭にも浸透してきているということを感じるので、さっき言ったように80から90%まで持っていくのに、これくらい浸透しているのにどうしたらいいだろうと。具体策というものはあるのでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 先程お聞きしました「3010運動」は、食品ロスの削減月間、12月、1月の忘年会・新年会のシーズンに御協力いただきたいということで、当課が中心となりまして、キャンペーンを今まで行ってまいりました。また、今年は食品ロス関係のミニ番組を制作して、テレビ岩手の午後5時台に放送いただいた番組も作っております。見た方からは、かなり食品ロス削減に興味を持ったということで、お話をいただいております。

エコショップという事業を当課でやっているのですが、それだけではなく、エコレストランいわてというものもあって、食べ残しをしないと、小盛りメニューを作るとかどう事業がありまして、そちらの登録店舗数が少ないものですから、こちらを積極的に増やす

ということで、ドギーバックの配布なども行いまして、エコレストランの事業を進めていくとともに、その他、関係課と一緒に頑張っていきたいと思っております。実際今年から動いているのですけれども、来年もこのような事業に取り組むことによって、周知を図っていきたいと考えております。

○渋谷晃太郎会長 よろしいですか。

○阿部江利子委員 はい、ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。

○安原昌佑委員 もう一点良いですか。ポスターコンクールについてですけれども、非常に良い取組だと感じております。ただ、図画が得意な生徒と苦手な生徒がいるので、ポスターコンクールと作文コンクールと2つに分ければ、みな参加できるのではないかとということがひとつです。

それから、県の環境報告書の表紙にはポスターコンクールの最優秀賞作品が掲載されており、表紙をめくった裏側には最優秀賞作品と書いてあるのですが、できれば表紙の方に受賞者の名前などを書いてもらえれば、子どもたちはこれは自分の宝物だと言ってずっと大切にするので、見えるところに書いてもらえれば、子どもたちは非常に嬉しいんじゃないかと思えます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。参考にして、御検討していただければと思います。

それでは、リモートの委員の皆様方、御質問等ありましたらよろしくお願ひします。挙手ボタンを押していただければと思いますが、いかがでしょうか。小野澤委員、お願ひします。

○小野澤章子委員 資料の方に食品ロスの量の全国のグラム数ですとか、全国の2.3万トンが家庭から出ているとか、発生量が示されているのですけれども、これらは法律等で測定方法と申しますか、どのように算出しているのか教えていただければと思います。理由としては、先程委員からも指摘があったのですけれども、岩手県の県民においては非常に食品ロス問題の認知が高いという指摘もあったのですが、それはつまり裏返すと、私は食品ロスをしていないと思っている方も一方では多いのかなと。どういう部分が食品ロスとなって、日本中で2.3万トンになっているとか、一日何グラムになっているということに繋がっているのかとか、その辺りが具体的に分かれば、より削減につながっていくのではないかと思いますので、そのためにも、この発生量がどのような算出方法なのか、これを食品ロスとしてカウントして重さを量っているんですよということを教えていただければと思い、質問させてい

いただきました。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。県の方はお分かりになりますでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 本文の4ページを御覧いただけますでしょうか。県のホームページにも載っておりますけれども、県内の発生量に関しては、環境省の資料と農林水産省の資料から、ごみの量と食品ロスの割合から計算して出しております。ただ、一部市町村においては実測もしております、奥州市、北上市、八幡平市で実際にごみの中から食品ロス、食べ残し、食品残さを別々に分けて、その量を量って割合を出しております。この値も参考にしてありますが、全国平均が68.6グラムに対して、岩手県は63.6グラムということで、ほぼ全国と同じような値となっております。

また、食品ロスの中には食べ残しを直接廃棄、手つかずで捨てているものもありまして、これをできるだけ減らしていくことが大事な取組だと考えております。

○渋谷晃太郎会長 いかがでしょうか。

○小野澤章子委員 分かりました。そうすると、概要版の方の「2 計画の現状と課題」の(2)日本の食品ロスのところでは、国民一人当たりが約130グラムとなっておりますが、先程68グラムとおっしゃったと思うのですけれども、それと倍くらい違うのですが、推計方法が違うということなのでしょうか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 実は、これは一般家庭が63.6グラムで、残りは事業系の、食堂とか工場から出る食品ロスも同じくらいあるということでございます。合わせて130グラムになっているということでございます。

○小野澤章子委員 ということは、家庭から直接県民一人ひとりが食品ロスに取り組むとなると、捨てるものを少なくするとか、そういった具体的にイメージできる何か、たとえば広報といったものが直接的な削減につながると思うので、機会があったらそういったことも示していただけると、削減に取り組めるのかなと思いました。以上です。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。御意見ということで、今後広報とかその辺りを御検討いただければと思います。他にはいかがでしょうか。会場の皆さんもよろしいでしょうか。それでは、これで食品ロスに関する計画の報告を終わりたいと思います。

続きまして、(6)令和2年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について、事務局の方から御説明をお願いします。

○尾形環境生活企画室企画課長 環境生活企画室の尾形と申します。令和2年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況について御説明させていただきます。御手元の資料6を御覧ください。

い。

今回の御報告は、令和2年度の状況ですので、前計画の最終年に当たるものです。去年6月の審議会で、中間報告として御報告させていただきましたが、前回報告時に未確定であった指標がすべて確定しましたので、今回改めて御報告させていただくものです。

前計画では、7本の施策の柱において87の指標を設定しております。ただし、個別の計画において、平成30年度をもって最終指標としている指標が7指標ございますので、その7指標を除く80指標につきまして、前年度における達成状況を評価したところ、「順調(a)」が45、「概ね順調(b)」が19、「遅れ(c)」が16となりました。なお、達成度区分の計算方法につきましては、令和2年度も目標値に対して、実績値が100%以上であればa、80%以上100%未満であればb、80%未満であればcと区分しております。

また、今回の評価の対象から除いた7指標については、「その他」として区分し、平成30年度時点の達成度を参考までに示しております。

7本の施策の柱別に見ますと、特に達成度の高い分野は、「Ⅳ 安全で安心できる環境の確保」で、17指標のうちその他指標を除く16指標で「順調(a)」であり、適切な環境保全対策の推進により、良好な大気・水環境が維持されている状況にあります。

全体としましても、達成状況が「概ね順調(b)」以上となっている指標が80%であり、施策の柱ごとに見てもcが半数以上を超える分野もございませんので、計画が概ね順調に進んでいると言えます。

以上の状況を踏まえながら、令和3年度以降の取組についても、昨年3月に現行の「岩手県環境基本計画」を策定したところですので、現計画の基本的な方向に沿って施策を推進してまいります。

なお、それぞれの柱建てごとの実施状況については、別冊でお配りしているとおりでありますが、前回の審議会で御説明しましたので、今回は説明を省略させていただきます。以上で、令和2年度「岩手県環境基本計画」の進捗状況の報告とさせていただきます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。これは、旧計画と言いますか、令和2年度で終わった計画の最終の進捗状況報告ということになります。ただいまの御説明につきまして、まず会場の委員の皆様から御質問をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○鷹嘴紅子委員 終わったこと、結果ですので、以前も説明など頂戴しているかもしれないのですが、もう一度確認させていただきたいのですが、A3の紙の3ページの46番に「森林面積」とありまして、森林面積が平成21年度から比べて令和2年度で2千ヘクタール

の減少になっているわけなのですけれども、そもそもの目標の考え方というのは、現状の維持を目指すというもので、平成21年度の段階でこの森林面積を維持するというようなことでよろしいんですか。そしてまた、どうして2千ヘクタールの森林面積の減少があったのかなと。

それから、以前説明を聞いたと思うのですけれども、今後の森林面積が減少した分に対する考え方、たとえば再造林であるとか、そういったものについてのお考えを教えてくださいののですけれども。

○渋谷晃太郎会長 よろしくをお願いします。

○尾形環境生活企画室企画課長 森林面積につきましては、現状の維持を目指すということで、基準年次が1,179千ヘクタールから1,177千ヘクタールと2千ヘクタール減少したということになっているのですが、これにつきましては、基本的に森林は間伐しながら、伐期が来たら皆伐をして、皆伐をしたところは再造林するというような形で森林のサイクルを回していくという考え方で管理をしているところです。ここの2千ヘクタールにつきましては、森林から用途を変更する部分が若干あったことから減少したものかと思いますが、詳しいところについては、資料を持ち合わせていませんのでこの場でお答えできませんが、基本的に森林は再造林して、皆伐してもまた森林に戻すという形で回していくというところで、現状維持をして管理しているというところでございます。

○渋谷晃太郎会長 よろしいですか。

○鷹嘴紅子委員 別紙資料の4ページ目の31番に、「建設発生木材再資源化率」があるのですけれども、この中で木材の再資源化率が98.7%ですね。いったい何に再資源化しているのでしょうか。

○渋谷晃太郎会長 分かりますか。

○尾形環境生活企画室企画課長 建設木材の再資源化はいろいろあると思うのですが、チップへの活用ですとか、そういったものに資源化しているものと考えております。

○鷹嘴紅子委員 分かりました。今、ウッドショックということが盛んに言われているわけなのですけれども、その中で実際に、今度私たちがどういったことを考えていかなければならないかということを常々考えているのですけれども、その時にたとえば古い建物を解体してチップであるとか、そういったものに使うというのも一つの方法なのかもしれないのですけれども、必要な時に必要な木が手に入らないというのが現状なんです。できるのはほとんど輸入に頼ってきたからというのもあるのですけれども、昔なんかですと良くあったのですけ

れど、古い家を壊して、その木材を使って次の家を作るという。そして、建築基準法に古材を使っては駄目というような記載がないんです。できましたら、今後、建設廃材といったものの再資源化ということを考えたときに、もう一度柱を柱として使うとか、もっと細い間柱とか垂木を使うとか、そういったようなことが十分できると思いますので、その辺りのことも念頭に置いていけば、いざこういう事態になっても若干良いのではないかと考えます。

○渋谷晃太郎会長 御意見として承っておきたいと思います。古民家ですとかなり高く売れるといたしますか、再利用できると聞いているのですけれども、一般住宅でどういったふうにするのかということは、検討が必要だと思えますね。

○鷹嘴紅子委員 そういうことに使えるようにしていただければ。

○渋谷晃太郎会長 そうですね。ありがとうございます。他にはございますでしょうか。よろしいですか。

では、リモートの委員から御質問等ありましたら挙手ボタンを押していただければと思います。小野寺委員、お願いいたします。

○小野寺真澄委員 教えていただきたいことは、別紙の令和2年度の主要施策の実施状況についてです。達成区分がcとなっているもので特に気になるのが、「年間二酸化炭素排出量」と「産業廃棄物最終処分量」が年々増えて減っていない状況、リサイクル率もよくない状況であると、これはb区分ではありますけれども、リサイクル率も上がっていない現状について、何かしら背景とか御存知のところがありましたら教えていただきたいと思えます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。分かりますでしょうか。温室効果ガス排出量とリサイクル率の方が低かった理由といたしますか。

○佐々木資源循環推進課総括課長 それでは、23の「産業廃棄物最終処分量」なのですがけれども、平成30年から値が多くなっているということで、解体家屋が県央部と沿岸部で増えております。それによる埋立量が増えたということです。実例としては、仮設住宅とか、県央、北上地域で住宅が増えているというような影響によって、埋立量も増えていることを確認しております。

次に、「一般廃棄物のリサイクル率」なのですがけれども、全国的にそうなのですが、民間の商店などでプラスチックや紙などを回収するようになって、それがリサイクル率に反映されてこないということで、市町村でリサイクルされたものだけが統計として出てきますので、民間でリサイクルされている分が載ってこないということでリサイクル率が上がらないというのが、全国的な状況となっております。それで、県の方でエコショップの回収

量等を今後合わせて推計するようにデータを考えていきたいと考えております。

○高橋環境生活企画室温暖化・エネルギー対策課長 温室効果ガス排出削減割合の部分でございますが、民生・家庭部門と運輸部門と部門で排出量の減少はあるのですが、東日本大震災津波からの復興需要がありまして、平成25年度以降、建設業などの産業部門で高い傾向で推移しているという状況でございます。

○渋谷晃太郎会長 小野寺委員、よろしいでしょうか。

○小野寺真澄委員 ありがとうございます。二酸化炭素の排出量に関しては、おそらく今後と同じことだと思うんですね。目標を設定してはいるのですけれども、企業を誘致して今後が増える傾向で、これは確実に減らないと思うんですよ。工場が排出する量が確実に多く、その辺りをどのように対策されていくのかということが、資料に記載がなかったような気がしました。ここがちょっと気になった点と、廃棄物の件は了解いたしました。建設系が減ってくると思われるので、今後はこの量も減ってくると思いますけれども、やはり根本的な解決にはならないということが課題点として把握できました。ありがとうございます。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。他のリモートの委員の方で御質問などはありますでしょうか。

特にないようですので、私の方から。温室効果ガス排出割合が減らないということが続いているのですけれども、新しい温対法も含めて、令和3年度以降かなりカーボンニュートラルに向かうためには、今までと同じことをやっても全然減らないということなので、それが明らかになったということじゃないかと思しますので、やはり思い切ったことをやらないと減らすことはできないんじゃないかなということも裏付けているデータなのかなという気がします。

今後、令和3年度どうなっているかということは、来年度報告があると思うのですけれども、初動といいますか、最初のきっかけづくりがすごく大切だと思いますので、これを踏まえて削減に向かって頑張っていただければと思います。

ということで、他にございますでしょうか。それでは、どうもありがとうございました。令和2年度「環境基本計画」の進捗状況について、これで終わりたいと思います。

5. その他

○渋谷晃太郎会長 次に、議事の「5 その他」でございますが、まず会場の委員から何か

ございますか。全般的にお話しただければと思うのですが。いかがでしょうか。

リモートの委員の皆様方からいただきたいと思うのですが、その他で何か御意見、御質問等ありましたらお願いします。ないですかね。ありがとうございました。

私の方から、今の令和2年度の温暖化の件も含めて、国の方の温対法の改正など先程ちょっとだけ触れましたが、4月以降かなりガラッといろいろなものが変わっていくことになると思うのですが、何か県の方でお考えになっていることがありましたら、教えていただければと思います。方向性くらいの話で良いのですが。

○石田企画理事兼環境生活部長 温対法の改正に絡めまして、県の動きについてでございます。まだ内部の議論でございますので、正式にということではないのですが、現在の状況について御説明いたしますと、まず温対法改正につきましては、委員からお話があったように、温室効果ガスの削減状況がなかなか芳しくないという話があります。一方で、カーボンニュートラル、国が目標を引き上げましたから、県の方でもある程度引き上げる形になるかという話でございます。それにつきましては、来年度に向けて動いていくこととなります。来年度のこちらの審議会に御報告させていただくのが秋以降になるかと思っておりますけれども、そういう形で進んでおります。

まだ議会前でございますので、なかなかお話できないことがありますけれども、重点分野といたしまして、人口減少、DXの推進、そしてグリーン社会の実現ということを三本柱にして、まさにグリーン社会の実現、脱炭素をにらんだ形で次に県がどうやっていこうかということでございます。こちらにつきましては、来週知事の方から記者発表もありますので、その後、また皆様方には具体的にお話させていただきますけれども、県の方でたとえば中小企業の様々な省エネ対策をやっておりますけれども、現在33箇所であるところを100箇所にするですとか、市町村への計画策定支援を増やす、あるいは住宅の方でZEHの話ですね。そちらの方にも取り組むなど、そういう形で進めていくことになるかと思っております。今日はこのようなところでということで、今の動きを御説明させていただきました。

○渋谷晃太郎会長 ありがとうございます。来週知事さんから記者会見があるということで、期待しています。

他はいかがでしょう。よろしいですか。それでは、御発言がないようですので、進行を事務局にお返ししたいと思います。

6. 閉会

○菊池副部長兼環境生活企画室長 渋谷会長、そして委員の皆様、ありがとうございました。

現在の委員の皆様の任期でございますが、本年3月末となっておりますので、本日の審議会が任期中最後の開催となります。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、今任期中におきましては、環境行政に対しまして貴重な御意見を頂戴したことにつきまして、改めて感謝申し上げます。

以上をもちまして、本日の審議会のすべてを終了いたします。本日はありがとうございました。